

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	消火器具に関する基準の見直し		
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号:03-5253-7523	e-mail:yobo@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和 6 年 8 月		
事前評価時の想定との比較	【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。 【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時に示したベースラインである、小規模飲食店等火災の約5割がこんろに起因する火災という状況は現時点においても変わらない。 【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、小規模飲食店等における消火器具設置により延焼防止を図るためには、引き続き当該規制は必要である。		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 消火器具新規設置に係る費用は4000円/本と比較的少額であり、小規模飲食店等のみを規制対象とするため、遵守費用は限定的であると考える。 (当器具の点検及び点検結果報告については、事前評価時における測定指標の策定なし。) [遵守費用] 消火器具の新規設置費用及び当器具の点検及び管轄消防署への点検結果報告に係る費用が発生すると考えられる。 [費用推計との比較] 事前評価時において、費用自体を推計していないため比較することはできないが、事前評価時に推計した新たに消火器具設置対象となった小規模飲食店等数が事後評価時に把握した当数値とかい離が生じた。		
	【「行政費用」の把握】 [行政費用] 小規模飲食店等より提出された消防用設備等点検結果報告の受付や確認等事務に係る費用及び国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から消火器具の設置対象となる小規模飲食店等の対する周知・啓発のほか、新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模飲食店等を把握するための費用が発生すると考えられる。 [費用推計との比較] 当費用については、事前評価時において定量化していないため、事後評価時と比較することはできない。		
	【効果(定量化)の把握】 [効果] 政令改正前(5年)と政令改正後(5年)の小規模飲食店等火災1件あたりの焼損床面積を比較した際に、改正後の焼損床面積が減少していることから、消火器具を用いた適切な初期消火実施により、延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができたと考えられる。 [効果予測との比較] 事前評価時において定量化していないため、事後評価時と比較することはできない。		
	【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 減少した焼損床面積の金銭価値化は、建築物の施工材及び築年数により1㎡あたりの損害額が大きく変動することより、困難である。 [便益推計との比較] 事前評価時とかい離はない。		
	【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 当規制による火災延焼防止により、消防機関の消火活動等負担が軽減されたと推測する。 [費用推計との比較] 事前評価時とかい離はない。		
考察	上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用負担については比較的軽い。 また、当規制により消火器具を用いた初期消火が実施され、焼損床面積減少により、消防機関の消火活動負担の軽減といった間接的な影響も考えられる。 以上から、小規模飲食店等における消火器具の設置義務化は、所期の効果を発揮しており、当規制は妥当であると考えられる。		
備考			